

4) その他

(1) 農地・農業用施設災害復旧事業

農地・農業用施設災害復旧事業は、異常な天然現象により被害を受けた農地や農業水路、農道などの農業用施設を早急に従前の効用を回復させるための事業。

関係法令：「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(通称「暫定法」)

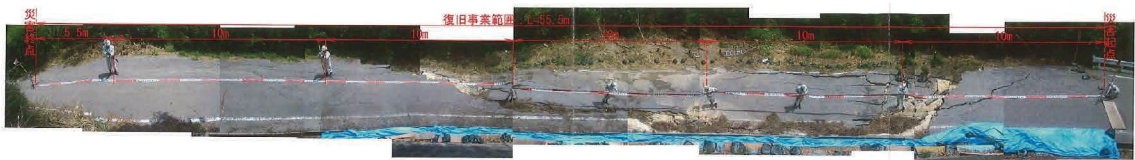
その他、農地の保全に係る海岸保全施設や地すべり防止施設が被害を受けた場合の復旧として、海岸保全施設等災害復旧事業がある。

関係法令：「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(通称「負担法」)

【道路復旧状況】平成29年災 小橋川地区(西原町)

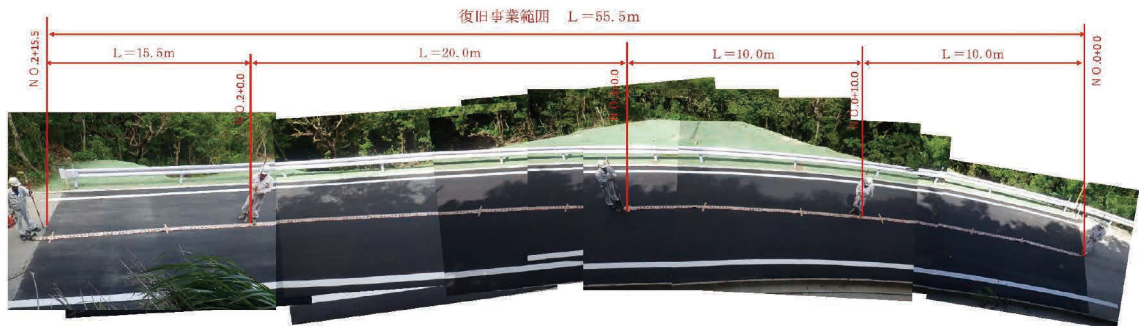
(被災時)

被災地全景写真



(復旧後)

災害地全景写真



【海岸保全施設復旧状況】平成24年災 慶佐次地区(東村)



(被災時)



(復旧後)

農地・農業用施設及び海岸保全施設災害復旧事業の実施状況

(単位:地区,百万円)

事業名	令和2年		令和3年		令和4年	
	地区数	査定額	地区数	査定額	地区数	査定額
農地災害復旧事業	0	0	1	0	0	0
農業用施設災害復旧事業	6	69	9	81	10	126
海岸災害復旧事業	0	0	0	0	0	0

